

営繕工事の情報共有システム活用要領

1 趣旨

営繕工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

2 対象工事

- (1) 鹿児島県土木部が所管する建築工事及び設備工事のうち「公共建築工事積算基準」及び「公共建築工事共通費積算基準」により積算を行った工事で、設計金額が50,000千円以上の工事を対象とする。
- (2) (1)の工事に係る工事監理業務委託、並びに(1)の工事に関する工事について、発注者が指定する工事についても対象とする。
- (3) 対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者協議の上対象外とすることができる。
- (4) 対象外の工事及び業務委託でも、受注者の希望により対象とすることができる。

3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」及び「同運用の手引き」に定めたもので、ASP方式とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上決定することとする。

4 システムに係る費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は見積等により算定し、共通仮設費に積み上げる。
- (2) 受発注者協議の上対象外とする場合、受注者の希望により対象とする場合は、設計変更にて対応する。

5 システム利用者等

- (1) 発注者のシステム利用者は、監督員、総括監督員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長等を含めるものとする。
- (2) 受注者のシステム利用者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

- (1) この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。
- (2) 業務委託についても、受注者の希望により対象とすることできる。

附則 この要領は、令和4年5月1日から施行する。